

報道機関各位

箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金のお知らせ

町内の中小製造業者の方が新分野進出及び新事業の展開を目的に行う新技術及び新製品の開発事業にかかる経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

中小製造業者のうち次のいずれかに該当する者で、年度内に製品を完成し、審査会で成果報告ができるものとします。

- (1) 創業後1年を経過した者
- (2) 創業後1年を経過したコア企業

※コア企業とは

中小製造業者であって補助対象事業における製品評価及び製造から販売の全事業を行う同業者又は異分野の事業者との連携体を代表するものをいいます。

補助内容

交付対象者	補助金の額
創業後1年を経過した者	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円限度
創業後1年を経過したコア企業	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100万円限度

締切

平成29年5月10日(水)

その他

町のホームページから要綱、申請様式等はダウンロードできます。

<http://www.town.minowa.nagano.jp/>

添付資料 有 無

産業振興課 商工観光推進室
(課長) 山口 弘司 (担当) 中野 敏廣
電話：0265-79-3111 (内線) 158
FAX：0265-79-0230
E-mail：sangyou@town.minowa.nagano.jp

～箕輪町はセーフコミュニティを推進しています～



箕輪町新技術及び新製品開発事業補助金

【目的】

町内中小企業の新技術の高度化、新製品開発への研究等への取り組みに対する費用の一部を補助することにより、中小企業の競争力の強化と次世代を担う新産業の創出・高付加価値化に資することを目的とする。

【新技術・製品開発事業】

製品の開発、材料の利用技術の開発、機械・器具・装置の高度化、生産・加工法の高度化等、新技術又は新製品開発の試作に係る事業のうち技術開発課題が明確なものをいう。

【補助対象者】

町内企業の中小製造業者のうち次のいずれかに該当するもの

- (1) 町内中小企業で創業後1年を経過した企業
- (2) 町内中小企業で創業後1年を経過したコア企業

※コア企業＝補助対象事業における製品評価及び製造から販売の全事業を申請者が営むもの

【事業対象】

補助対象経費区分	経費の内容
原材料費	原材料の購入に要する経費
機械工具費	機械・工具の試作・改良・購入・借用または修繕に要する経費
外注加工費	加工・設計及び分析・検査等の外注・依頼に要する経費
技術導入提携費	技術指導等に要する経費
委託費	支援機関に試作開発の一部を委託する場合の経費
専門家謝金	大学等の指導・助言等を受けるための専門家への謝礼
特許権取得費	特許権の取得等に要する経費
その他経費	その他町長が認める経費

【補助額】

交付対象者	補助額及び補助率
補助対象者（1）	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、50万円を限度とする。
補助対象者（2）	補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、100万円を限度とする。

【企業選定】

有識者等によるヒアリング等による審議会において選定

【予定スケジュール】

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 4月：申請受付、5月10日締切 | 2月：事業報告会の開催及び事業報告 |
| 5月：審議会により事業者選定及び交付決定 | 3月：交付確定、支払 |

審査委員

信州大学や南信工科短大など教授、商工会、町内企業有識者、地方事務所、金融関係者（予定）